

全社法発第53号
令和3年6月8日

厚生労働大臣 田村 憲久 様
参議院議員 衛藤 晟一 様
内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志 様

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格



要 望

新型コロナワクチン職域接種に社会福祉法人を活用してください。

新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、多大なるご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

また、ワクチン接種に関しては、利用者と従事者の同時接種をはじめ、福祉施設・事業所でのクラスター化防止に最大限の配慮をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、21日から開始するとされる職域接種にあたっては、接種を加速化し、一日も早く感染発生を終息するとの所期の目的を達成するため、また、社会経済活動を支えるエッセンシャルワーカーへの接種を早期に進めるためにも、われわれ社会福祉法人を積極的にご活用いただくよう要望いたします。

1. 社会福祉法人には、嘱託医、看護師などの医療従事者がいます

職域接種では、接種に必要な医療従事者の確保が課題となりますが、社会福祉法人には、嘱託医や看護師がいます。さらに、規模の大きな法人には、常駐の医師がいるため、ワクチンの打ち手の確保が可能です。

2. 接種対象者は、1法人あたり1,000人を超えます

現在、優先接種の対象である高齢者施設以外の障害福祉、保育、児童福祉施設等のすべての福祉サービス利用者や、各施設・事業所に従事する職員、その家族、地域住民なども含めると、1法人あたりの接種対象者は、1,000人単位となり、1,000人以上の大企業からスタートするという政府の方針にも合致いたします。

3. 職員数1,000人未満の法人に対しても、共同で接種体制を構築できます

われわれ社会福祉法人は、日頃から法人同士が連携・協働する仕組みを持っています。1法人では1,000人に満たない規模の小さな法人でも、複数の法人が集まることにより、多くの接種対象者にワクチンを接種することができます。合わせて、地元企業をはじめ関係機関と社会福祉法人の連携による接種についても、ご高配を賜りますようお願いいたします。